

活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり

— 被災地の復興に向けて —

第三特別調査室 ひらた ともこ
平田 知子

1. はじめに

共生社会・地域活性化に関する調査会は、共生社会・地域活性化に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置され、調査テーマ「地域活力の向上と共生社会の実現」の下、調査を進めている。

調査1年目は、第177回国会の平成23年6月8日、元気で活力ある地域の構築についての提言を含む調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

調査2年目は、東日本大震災からの復興が国民的課題となっている下で、「活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり—被災地の復興に向けて—」を調査事項とし、参考人からの意見聴取及び質疑、被災地域の実情調査、政府からの説明聴取及び質疑、委員間の意見交換を行った。これらの議論等を踏まえ、平成24年5月23日、4つの柱から成る19項目の提言を含む調査報告書（中間報告）を議長に提出するとともに、6月6日の本会議において、直嶋正行調査会長がその概要を報告した¹。

以下、2年目の調査の経過及び提言の内容について紹介する。

2. 調査の経過

第179回国会及び第180回国会においては、2年目の調査事項である「活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり—被災地の復興に向けて—」について、11名の学識経験者等を参考人として招致し、その意見を聴取した。平成23年11月30日には2名の参考人から地域社会の再生の視点について²、平成24年2月8日には3名の参考人から共生・共助の地域ネットワークの視点について³、2月15日には3名の参考人から地域を担うひとづくりの視点について⁴、2月22日には3名の参考人から地域ネットワークをいかしたまちづくりの視点について⁵、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。また、2月13日及び14日の2日間、岩手県に委員を派遣し、共生社会・地域活性化に係る東日本大震災による被災地域の実情調査を行った⁶。さらに、4月18日には、活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり—被災地の復興に向けて—について政府からの説明聴取及び質疑を行うとともに、これらの調査を踏まえ、中間報告の取りまとめに向けて委員間の意見交換を行った⁷。

各調査の主な内容は、次のとおりである。

(1) 参考人の意見陳述の骨子

地域社会の再生の視点については、

①東北大学大学院経済学研究科長・教授、特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPO

センター代表理事 大滝精一君

②東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長、特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長 池田昌弘君

を参考人として招致した。

大滝参考人からは、被災地支援団体間の連携、被災者の立ち上りを支えるせんだい・みやぎNPOセンター等の取組について、池田参考人からは、介護・福祉分野の「東北関東大震災・共同支援ネットワーク」による地域支え合いの支援活動について、それぞれ意見が述べられた。

共生・共助の地域ネットワークの視点については、

③大阪大学大学院国際公共政策研究科教授 山内直人君

④東京大学大学院人文社会系研究科教授 白波瀬佐和子君

⑤産直グループ「サンサンメイト」会長 洞口とも子君

を参考人として招致した。

山内参考人からは、自治会、NPO活動等の社会的なつながり、ソーシャルキャピタルが地域の再生・持続的発展において果たす役割について、白波瀬参考人からは、個人、家族の在り方の多様化と一人世帯、母子世帯等の少数派への配慮、互惠社会構築の必要性について、洞口参考人からは、名取市の女性による産直グループ「サンサンメイト」の活動と震災後の迅速な助け合いについて、それぞれ意見が述べられた。

地域を担うひとづくりの視点については、

⑥飯田市長 牧野光朗君

⑦株式会社マイスター60取締役会長 平野茂夫君

⑧特定非営利活動法人NPOカタリバ代表理事 今村久美君

を参考人として招致した。

牧野参考人からは、飯田大火からの市民参加の復興・まちづくりと人材サイクル形成等による持続可能な地域社会に向けての飯田市の取組について、平野参考人からは、高齢者の雇用の場を提供し社会参加の道をひらくマイスター60の取組について、今村参考人からは、子どもと地域社会との対話の場を設け、被災住民等と協力し学習機会を提供するNPOカタリバの活動について、それぞれ意見が述べられた。

地域ネットワークをいかしたまちづくりの視点については、

⑨北杜市長 白倉政司君

⑩特定非営利活動法人多摩ニュータウン・まちづくり専門家会議理事長 戸辺文博君

⑪株式会社ユードット代表取締役社長 関根千佳君

を参考人として招致した。

白倉参考人からは、地域力、地域の存在感を高めるため人材育成、地域間連携等を進める北杜市の取組について、戸辺参考人からは、多摩ニュータウンの多世代共生型コーポラティブ住宅「永山ハウス」の取組と団地再生の提案について、関根参考人からは、震災復興、高齢社会において共生の視点に立ったユニバーサルデザインのまちづくりを行う必要性について、それぞれ意見が述べられた。

(2) 被災地域の実情調査の概要

2月13日及び14日の2日間、委員派遣を行い、共生社会・地域活性化に係る東日本大震災による被災地域の実情を調査した。派遣先の岩手県は、東日本大震災により判明しているだけで死者・行方不明者数約6,000人、全壊・半壊の家屋の被害は約25,000件等の甚大な被害⁸を受けている。派遣委員（直嶋正行調査会長外15名）は、被災地域において、岩手県及び陸前高田市からの説明聴取、おおふなと夢商店街の視察、太平洋セメント株式会社大船渡工場の視察、遠野市からの説明聴取、釜石市からの説明聴取、平田仮設住宅団地の視察を行った。その具体的な内容は、以下のとおりである。

陸前高田市においては、市役所仮庁舎を訪問し、廣田岩手県理事兼復興局副局長及び戸羽陸前高田市長から、被害状況と復旧復興への取組について概要説明を聴取した。あわせて、岩手県からは、復興特区制度の柔軟な利用、地方の創意工夫による復興交付金の柔軟な活用、被災地復興のための人的支援、災害廃棄物の広域処理に向けた支援、放射線影響対策の充実・強化、暮らしの再建・雇用の確保、被災企業の支援等について要望を伺った⁹。また、陸前高田市からは、国営防災メモリアル公園の整備、復興道路等の整備促進、防潮堤等の整備促進、JR大船渡線の早期復旧、国民健康保険事業・介護保険の安定運営、学校の耐震化、高田保育所のこども園としての早期整備等について要望を伺った¹⁰。

大船渡市のおおふなと夢商店街においては、伊東商店街協同組合理事長から、平成23年12月に開設された仮設店舗街について概要説明を受け、同店舗街を視察した。

同市の太平洋セメント株式会社大船渡工場においては、安藤工場長から、概要説明を受けた後、関係施設を視察した。同工場は、津波による浸水等の被害を受けたが、平成23年12月にセメントの出荷を本格的に再開している。また、がれき焼却等により地域の復興に貢献しているが、がれき焼却のための除塩施設等の設置自体には国等の補助が行われなかったとのことであった。

震災時に沿岸地域の後方支援拠点の置かれた遠野市の本田市長からは、移動の車中において、震災時に沿岸地域の後方支援拠点の置かれた沿岸市町村及び全国の自治体等との連携、遠野まごころネットワークによる被災者支援の取組、ICTによる遠隔地検診と助産師の採用による出産の安全ネットワーク構築等について説明を聴取した。

釜石市においては、釜石市役所を訪問し、野田市長から、被災状況と復興まちづくり基本計画及び住民との調整状況、釜石市の雇用の状況と雇用創出事業等の支援策、生活応援センターによる訪問活動等の被災者支援のための取組について説明を聴取し、あわせて、企業誘致のための土地造成への支援、高台移転に当たっての補助事業制度の柔軟な適用等について要望を伺った。

平田仮設住宅団地においては、岩手県及び上野平田地区サポートセンター長から、同団地はコミュニティケア型の仮設住宅であり、入居者の孤立の防止、子育て等に配慮したレイアウト等の工夫が施されていること等について説明を聴取した後、仮設住宅等の関係施設を視察した。

(3) 政府からの説明聴取及び質疑並びに委員間の意見交換の概要

活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり—被災地の復興に向けて—について、復興庁から震災からの復興、復興計画の進捗状況等に関する説明を聴いた後、復興庁、内閣府、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省に対し質疑を行った。

また、中間報告の取りまとめに向けての委員間の意見交換においては、委員から(1)共生・共助の仕組みづくり、(2)創意工夫をいかしたまちづくり、(3)地域コミュニティ再建の取組、(4)地域の経済基盤の確保、(5)仮設住宅等の環境整備、(6)女性、若者等多様な意見の反映、(7)被災地における雇用創出、(8)被災者の孤立防止等について、意見が述べられた。

以上の調査の結果、本調査会は平成24年5月23日、前文及び4つの柱、19項目から成る「活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり—被災地の復興に向けて—についての提言」を中心とした中間報告を取りまとめ、議長に提出した¹¹。以下、その内容を紹介する。

3. 活力ある共生・共助の地域社会・まちづくり—被災地の復興に向けて—についての提言の内容

(1) 前文

提言の前文には、被災地の現状、課題及び提言の趣旨等について、以下のとおり、記載されている。

我が国において世界に類例のない急速な高齢化、現役世代人口の減少が進展する中で平成23年3月11日に東日本大震災は発生した。我が国の観測史上最大規模の地震、津波により、死者、行方不明者は合わせて約19,000人に達し、多くの高齢者、女性そして子どもたちも犠牲となった。

これまで国・地方自治体の復興計画、復興に係る予算措置等により被災地のインフラ等の復旧・復興が進められてきたが、震災の被害は建物の全半壊が38万戸を超えるなど広範多岐にわたり、震災後一年を経てもなお仮設住宅等の避難者等は34万人を超えている。特に福島県においては原子力発電所事故により全国に離散し、いまだにふるさとへの帰還ができない人々が多数いる状況にある。こうした困難な状況の中で、震災に関連して亡くなった方は復興庁の調査によれば平成24年3月末現在、1都9県において1,632人に上る。

今後の復興は人が主役であり、被災者の一人一人が明日の暮らしの見通しを立て将来に希望を持てるようにするためには、国・地方自治体が連携を密にし、地域の生活基盤の復旧、産業の再生、雇用の確保等に関する継続的な支援を行うことが不可欠である。また、被災地の復興に向けた道のりが長期に及ぶ中、ハード面のみではなく、地域住民、民間団体、国・地方自治体等が協力し、地域社会のコミュニティの維持・再生の支援、社会包摂の視点に立った被災者の孤立防止等のセーフティネットづくりを進めることが求められる。

震災発生以降、被災者同士の支え合い、地域再生のための住民・企業の自主的な取組、防災等の自治組織、ボランティア、各分野の専門家の活躍、被災地への寄附等の幅広い共助の取組が行われ、我が国の地域・人々のきずなの力、結いの精神を再認識させた。今後

の復興過程においては、東北地方の伝統にもつながる地域住民の支え合い、ボランティア等の地域内外の人々の連携を強くするとともに、高齢者、女性、若者、障害者等の様々な人々がそれぞれの経験、知恵、発想、意欲等をいかし、新しい地域社会の担い手として創意工夫のまちづくりを進めていくことが望まれる。

今回の震災に際しては、世界各地から救助、支援の善意の手が差し伸べられるとともに、被災者の静かな尊厳、規律、心の強さ、人々の支え合い、思いやりは世界からも称賛された。我が国国民はこれらを深く心に刻み、国際社会との協調、協力を更に推進しつつ復興に向け専心努力していくことが求められる。

本調査会は、地域活力の向上と共生社会の実現をテーマとして掲げ、活力ある共生・共助の地域社会・まちづくりの視点から、被災地の復興に向けて広範な議論を行うとともに被災地の実情調査を行った。

このような取組を経て、本調査会としてこれらの当面する課題について、次のとおり提言する。

政府はもとより、地方自治体等におかれてもその趣旨を理解され、これらの実現に努められるよう要請する。

被災地が一日も早く震災を乗り越え復旧・復興すること、そのためにも人々が明日への希望を持てる「人間の復興」が進むことを切に願う。そして、我が国全体に先駆けて高齢化が進む被災地において、地域の特性をいかし温かい支え合い、社会包摂に基づく復興の取組が行われることにより、我が国さらには今後の世界各国のモデルとなる新しい活力ある共生・共助の地域社会、コミュニティがつくられることを希望したい。

(2) 各提言項目

提言の本文は、4つの柱の下に延べ19項目の提言内容を配した構成となっている。

提言の第一の柱は、**被災地の再生・復興**についてである。

第1は、**被災者の生活支援**である。

多くの被災者は仮設住宅、親類・知人宅、全国各地の避難先等における生活を余儀なくされていることから、安定的な雇用の確保、孤立の防止、心のケア等を継続的に行っていく必要があり、国はそのための要員確保に取り組んでいくべきである。被災者の孤立防止等には震災前からの地域住民・コミュニティのつながりに基づく見守り、支え合いが不可欠であり、地域住民、NPO、専門職、国・地方自治体等が連携することが重要である。特に全国に離散する被災者については、避難先の自治会、NPO、地方自治体等の連携による生活の支援、ふるさととのつながりを維持する情報提供等の取組が望まれ、国も被災者の生活実態等を十分に把握し必要な支援を行うべきである。

第2は、**被災者が主役の復興**である。

復興の主役は被災者であり、地域主導の自律的な復興の観点からは、被災者が立ち上がり気持ちの復興・人間の復興ができるよう、その仕事づくり、就業のきっかけづくり、さらには独創的な発想による地域おこし等をNPO、企業、国・地方自治体がそれぞれの特

性を踏まえ連携し支援することが重要であり、国はそのために必要な人材の派遣等を支援していくべきである。これまで全国から多くのNPO、ボランティア等が被災地に入り専門性をいかし物資、資金、情報の提供等による支援を行ってきたが、これら支援団体等との継続的な交流の下、地元の自治組織、NPO等がそのノウハウを継承し力を付けていくことが重要である。

第3は、**コミュニティベースの合意形成**である。

高台への集団移転等復興計画の実施過程においては、自治会、町内会等のレベルで可能な限り合意を得る努力が重要であり、都市計画等の専門家の協力を得つつ丁寧に行っていくことは、長い目で見て復興の成功につながる。社会包摂の視点を安心・安全なまちづくりにいかす観点に加え、若者の人口流出が深刻な問題となっている被災地においてUターン、Iターンの機会を広げる観点からも、女性、若者等様々な人々がまちづくり・コミュニティ再建に参加することが不可欠であり、自治会等の活性化にも寄与する。

第4は、**被災者の孤立防止、共生型福祉への配慮**である。

震災前から慢性的な医師不足等に悩まされてきた被災地においては、孤立防止の観点で踏まえ医療、介護、福祉サービスの従事者を十分に確保するため、国はより一層の対応を行うべきである。また、今後の災害時の避難所、仮設住宅等の仕様、運営に当たっては、高齢者、子育て中の女性、障害者を含め排除される人をつくることがないように、阪神・淡路大震災、東日本大震災等の教訓を踏まえ十分な配慮が必要である。誰もが地域でその人らしく住み続けられる社会に向けて、地域包括ケアの充実とともに、高齢者、子ども、障害者等と一緒に過ごす共生型の福祉へ転換することが必要であり、東北沿岸部の集落等の復興に当たっても富山型デイサービスを参考に各種施設、サービスの利用を相互に開放していくことが求められる。

第5は、**被災した子どもに対する支援**である。

被災地においては、親、家族を失い非常に苦しい環境の中に多くの子どもが置かれており、専門職を配置するなどきめ細かい心のケアが必要である。さらに、地域住民、NPO、国・地方自治体等が協力して学習環境を整えること等により、被災による不利益が影響を及ぼさないよう配慮が求められる。

第6は、**原子力発電所事故による被災者への支援**である。

福島県においては、原子力発電所事故により全国に避難した人々の多くが地元に戻れない状況が続いている。また、警戒区域・避難指示区域外においても、放射性物質の影響で漁に出ることができない漁師等は仕事そして生きがいを奪われたままとされている。特に子ども、母親の放射線に対する不安は深刻である。さらに、地方自治体職員の疲弊、医療関係者の不足等の様々な課題も生じている。国は人々が安心して暮らせるよう早期の除染、避難先のコミュニティの維持、雇用の場の確保、自治体・医療関係者等の要員確保、正確かつ積極的な情報公開等に関し必要な措置を講ずるべきである。

提言の第二の柱は、**共生・共助の支え合い・連携**についてである。

第1は、**地域のつながり・支え合い**である。

我が国において少子高齢化が進み個人・家族の在り方が多様化する中で、震災後に示された人々の支え合いを一人暮らしの高齢者、母子家庭等に配慮した「困ったときはお互いさま」の互惠社会の構築に向け役立てていくことが重要である。被災地の今後の復興に当たっては、自治会等の地縁活動による助け合い、NPO、ボランティア等の支え合いの取組が人々の信頼関係、社会的なつながり等のソーシャルキャピタルを高め、被災地の再生、起業の促進、雇用の創出にも効果があることを踏まえ、こうした共生・共助の活動を維持・促進していく必要がある。

第2は、**自治会、町内会等の強化**である。

地域住民・コミュニティのきずなの意識を高め、地域を再生するためには、自治会、町内会を始め、公民館における生涯学習等の活動、防犯パトロール、いのちの電話等の取組が重要である。災害対応に関しては消防団の団員数の減少、団員の高齢化が進んでいるため、今後の地震、津波等の災害発生に備え、全国の自主防災組織等の自治組織の整備・強化が求められる。被災地では、避難所、公民館等で多くの被災者が自ら食事の提供、仮設風呂の設営、高齢者の支援等の活動を行ってきた。今後の復興においても地域住民、専門職、地方自治体の連携により被災者同士が支え合う場を整備することが求められる。

第3は、**NPO、ボランティア等の活動強化**である。

NPOにおいては、特定非営利活動促進法及び寄附税制の改正を機に国民の寄附による支援が強化されるよう寄附者への説明責任を更に果たしていくことが期待される。国・地方自治体においても地域の専門家としてNPO、ボランティア等の民間の知見を活用することで、行政の対応がより地域のニーズを踏まえたものとなる。被災地においてNPO、ボランティア等のはがれきの撤去、家屋の清掃、支援物資の運搬、避難所の生活支援等様々な活動に従事してきており、今後は、被災者の創業支援等、専門的知見をいかし復興を後押しする活動を更に進めていくことが期待される。また、ボランティア活動、公共目的のための募金等については、学校教育の中で活動体験を通じ理解を深めることも重要である。

第4は、**連携の中核となる人材の育成、組織の充実**である。

地域の協力関係を高め社会を円滑に機能させるためには、様々な人々、NPO、企業等をつなぐ人材のリーダーシップあるいは中間支援組織によるコーディネートが重要となる。被災地においても専門家、物資、資金、情報等を仲介する人材の育成あるいは地域創造基金みやぎのようなコミュニティファンド、中間支援組織の充実により、社会起業家の育成、雇用の創出、復興に関わるNPOのレベルの向上等が期待される。また、NPO、企業、大学による大規模な連携も望まれる。

提言の第三の柱は、**地域の再生・復興を担う人づくり**についてである。

第1は、**地域の担い手の育成としなやかな社会づくり**である。

人づくりはふるさとづくりの原点であり、生活の基盤が失われ人口の流出が続く被災地においては、将来の担い手を地域で育て、また、若者を始めとする人々がふるさとに戻ることができる環境づくりが不可欠である。特に今回の震災を通じ高齢者のみならず若い世代も含め人々は東北地方の温かな人間関係、地域のきずなの価値を認めたところであり、

これを復興の次のプロセスを担う人づくりにいかすことが重要である。人口減少、少子高齢化が進むこれからの我が国においては年齢、性別、環境等にかかわらず多様な力を発揮するしなやかで持続可能な社会をつくり、進学、就職等によりふるさとを離れても再び戻り活躍することができる人材のサイクルづくりを行うことが重要となっている。復興に当たっては女性、若者、高齢者、障害者等の社会参加の意欲、発想を新しいまちづくりに結び付ける取組が求められている。

第2は、**女性の参画の推進**である。

被災地において、多くの女性が就業の場の被災、仮設住宅暮らし等により社会参加が困難になっている。ミシンの寄附によりオリジナル商品を開発した宮城県南三陸町の例、講習会・研修会への参加を契機に女性による産直グループを立ち上げた名取市の例のように、女性が就業、起業等に踏み出すきっかけに対する支援が重要である。女性が持つ生活に密着した視点、つながり等をいかすことは地域社会に活力を生むことから、各種地域活動あるいは地域における意思決定への参加、農業分野における家族経営協定の周知、先進的な事例の紹介等の取組を推進する必要がある。

第3は、**地域を担う次世代の教育**である。

被災地においては地域住民、専門家、行政が連携した学習支援等の取組の中で、子どもたちが感謝の気持ち、公共心を培っている。子ども、若者世代が地域とつながりこれからの社会を担う元気な存在に成長するためには、ボランティア活動、スポーツ・部活動、社会的想像力を養う教養教育等を通じ他人を思いやる心を育むことが重要である。学校に地域住民、NPO等と円滑に協力していくためのコーディネーターを配置することも有効である。また、まちづくりの原点は教育であり、地域を知り学ぶことは子ども、若者の愛郷心、帰属意識を育成する。大火からの復興の象徴に中学生のりんご並木の提案を取り入れた飯田市の例のように、復興のまちづくりに子ども、若者の希望、願いを形にし取り入れることは、将来のふるさとへの誇り、まちの発展につながる。

第4は、**高齢者の知恵・技術の活用**である。

高齢者が地域社会で活躍することは、高齢者に生きがい、活力をもたらし、また、高齢者の持つ知恵・技術等の活用、若者への指導・伝承等を可能とする。シルバー人材センターを積極的に活用するとともに、高齢者の事情に配慮しつつ雇用の促進を図る取組の充実が求められる。震災からの復興に当たっては、全国の高齢者の知見、特に技能労働者の技術を広く活用することが重要である。また、国際貢献の分野においても、発展途上国における高齢者の技術指導等が期待される。

第5は、**障害者、高齢者の社会参加の基盤整備**である。

障害者、高齢者が十分に能力を発揮できるようにするとの観点から、今後の我が国においては政府等のウェブサイトづくり、障害者に配慮した入学試験の実施、高齢者の社会参加を見据えた生涯教育の充実等の様々な面における環境整備、こうした取組への理解の促進が必要である。高齢化が進む被災地の復興においては、社会包摂のみならず地域活性化の視点を踏まえ、新しいまちづくりに障害者、高齢者等の利用しやすさ、暮らしやすさを反映させることが重要である。

提言の第四の柱は、**地域のつながりをいかしたまちづくり**についてである。

第1は、**地域住民による自主自立のまちづくり**である。

被災地の今後の高台移転等には、地域住民間の交流、コミュニティの維持・向上に配慮し、地域住民の参加、協力の下に、まちへの愛情、創意工夫をいかした協働型の地域社会、まちづくりを行うことが求められる。防災意識の啓発、地域に対する誇りの醸成あるいは自らのまちを自らで守る、公の場に自ら関わり維持管理するなどの考え方は、地域のアイデンティティの確立につながる。こうした考えの下に地域の特性をいかし合意形成を大切にした地域主導のまちづくりを行うことにより被災地のソーシャルキャピタルの向上、地域の持続的発展が期待される。

第2は、**暮らしやすい安心・安全なまちづくり**である。

被災地におけるまちづくりにおいては、行政と地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係者との連携、ICTの活用等を通じて子どもを産み育てられる環境を整備し、また、介護に留意した高齢者住宅の設置等を通じて高齢者が自らの生活圏で暮らせる環境を整備すること等により、安心・安全のセーフティネットを確保することが求められる。少子高齢社会の下で、高齢者世帯と子育て世帯の隣居・近居等を可能とする多世代共生型のコーポラティブハウス等の取組は重要である。高齢者を始め年齢、性別、能力等によらず様々な人々が生き生きとその人らしく暮らし地域社会に貢献できるユニバーサルデザインのまちづくりが望まれる。こうした対応は我が国と同様、高齢化の進展が著しい今後のアジア諸国等を見越した我が国の産業育成の観点からも重要である。被災地の復興に当たって地方自治体等がこうした取組を行う場合には、専門家等の派遣及びソフト面を含め、国が必要な支援をすることが求められる。

第3は、**地域の再生、持続的な発展のための産業づくり**である。

地域の再生・活性化、特に震災からの復興、雇用の確保のためには、基幹産業の再建とともに、地域の特色をいかした周辺地方自治体との連携、地域住民・NPO・企業・地方自治体等の様々な主体による協働、コミュニティビジネス等も重要となる。また、地域の産業づくりのためには、知識と経験、技能を持つ高齢者、専門家等から成る産業コーディネーター等の役割が重要である。被災地の復興を将来にわたり自律的・持続的な地域経済につなげる観点からは、商店街再生の取組、農林水産業、伝統・文化をいかした観光の振興等地域資源を活用した取組並びに太陽光、地熱、風力、小水力等の再生可能エネルギー産業の推進及び医療技術関連産業等の集積が有効であり、国は必要な支援を行うべきである。

第4は、**地域間の連携**である。

被災地の復興あるいは全国各地の地域活性化のためには、産学官、農工商等の連携に加え、市町村等の広域圏の連携により農林水産分野のブランドづくり、魅力ある観光地づくり等で協力し、その下でお互いの競争により地域力を高める共存的競争を進めることも必要である。全国の地方自治体等の連携による被災地のがれきの広域処理あるいは東北地方を始めとする観光業、農林水産業等の振興のためには、国が正確な情報発信を積極的に行うことにより原子力発電所事故による風評被害を払拭する必要がある。

4. おわりに

共生社会・地域活性化に関する調査会は、地域活力の向上と共生社会の実現を調査テーマとして掲げ、調査2年目は、活力ある共生・共助の地域社会・まちづくりの視点から、被災地の実情調査を行うとともに被災地の復興に向けて広範な議論を行ってきた。

直嶋正行調査会長は、平成24年6月6日の参議院本会議において、東日本大震災によって甚大な被害を受けた被災地の復興は、我が国における最重要課題であるとの認識の下、調査会の調査の経過とその結果である提言について、中間報告を行った。中間報告では、本調査会が取りまとめた提言について、政府はもとより、地方自治体等においてもその趣旨を理解され、これらの実現に向け取り組むことが望まれるとしている。



共生社会・地域活性化に関する調査会の2年目の活動を振り返るとき、東日本大震災の被災地が一日も早く震災を乗り越え復旧・復興することを、切に願わずにはいられない。復興に際しては、中間報告書が述べるように、地域の特性をいかした温かい支え合いと社会包摂に基づく取組が行われることが重要である。そして、我が国全体に先駆けて高齢化が進む被災地において、我が国さらには今後の世界各国のモデルとなる活力ある新しい共生・共助の地域社会、コミュニティがつくられることを希望したい。

¹ 第180回国会参議院本会議録第15号2頁(平24.6.6)

² 第179回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第1号(平23.11.30)

³ 第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第2号(平24.2.8)

⁴ 第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第3号(平24.2.15)

⁵ 第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第4号(平24.2.22)

⁶ 派遣報告は、第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第4号19頁～20頁(平24.2.22)

⁷ 第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第5号(平24.4.18)

⁸ 警察庁緊急災害警備本部広報資料「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の被害状況と警察措置」(平成24年7月4日)〈<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/higaijokyo.pdf>〉

⁹ 岩手県からの要望書は、第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第4号20頁～24頁(平24.2.22)

¹⁰ 陸前高田市からの要望書は、第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第4号24頁～25頁(平24.2.22)

¹¹ 第180回国会参議院共生社会・地域活性化に関する調査会会議録第6号(平24.5.23)